

第5回相模原市学校給食あり方検討委員会 資料

令和5年1月25日(水)

今後の検討（最終答申に向けて）

検討内容

全員喫食の環境を活用した食育の方針

全員喫食の実現により、給食を活用した食育の推進が図られることを期待

センター方式 を基本とすることを踏まえ、学校現場においてどのように

食育や給食運営を実施することが期待されるかについて、調査審議

答申の希望時期と主な内容

【最終答申：令和5年7月】 全員喫食の環境を活用した食育の方針

年度	時 期		主な内容（予定）
令和4年度	第5回	1月25日 【本日】	・学校現場における食育の現状 ・全員喫食の環境を活用した食育の方向性 ・給食運営
	第6回	3月	
令和5年度	第7回	5月	・全員喫食の環境を活用した食育の方針案
	第8回	7月	最終答申



食育の位置づけ

食育に係る経過

平成17年度	「食育基本法」施行、栄養教諭制度の開始
平成18年度	「食育推進基本計画」施行
平成19年度	淵野辺小学校に栄養教諭1名配置（県下では8名配置）
平成21年度	「相模原市食育推進計画」施行
平成22～23年度	選択制デリバリー方式による中学校給食（完全給食）開始
平成26年度	「第2次相模原市食育推進計画」施行
平成28年度	中学校学習指導要領 改訂 * 「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置づけ
令和元年度	「第3次相模原市食育推進計画」施行
令和4年度	市内学校給食施設に栄養教諭22名配置（令和4年度現在）

デリバリー校:生徒【喫食者】/センター校:生徒

Q 給食を通して知ったこと、学んだことは何ですか。(選択肢 8 複数回答・上位 5 位抜粋)

デリバリー喫食・生徒

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 特にない | 43.3% |
| 2 偏りがなく栄養バランスのとれた食事をする大切さ | 41.6% |
| 3 みんなで楽しく食べることの大切さ | 20.8% |
| 4 季節の旬のものや調理方法、献立のたて方など食材に関する知識 | 20.5% |
| 5 自然の恩恵や食に関わる人たちへの感謝の気持ち | 18.9% |

センター校・生徒

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 偏りがなく栄養バランスのとれた食事をする大切さ | 60.2% |
| 2 みんなで楽しく食べることの大切さ | 49.2% |
| 3 季節の旬のものや調理方法、献立のたて方など食材に関する知識 | 42.3% |
| 4 自然の恩恵や食に関わる人たちへの感謝の気持ち | 35.7% |
| 5 日本の行事食や地域の郷土料理、特産物などの食文化 | 31.5% |

デリバリー校では学んだことは「特にない」が最多だが、センター校では全体的に給食をとおした食育の効果が一定程度みられ、「特にない」は下位。

全員喫食となることで、給食を教材として活用し食育の効果を高めていく

食に関する指導の視点

【食事の重要性】

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

【心身の健康】

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

【食品を選択する能力】

正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

【感謝の心】

食べ物を大事にし、食料の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。

【社会性】

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。

【食文化】

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

学校における食育の推進

(平成31年3月「食に関する指導の手引き第二次改訂版」より)

学年段階別に整理した資質・能力(例)

	食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
中学校	日常の食事に興味・関心をもち、食環境と自分の食生活との関わりを理解できる。	自らの健康を保持増進しようとし、自ら献立をたて調理することができる。 自分の食生活を見つめ直し、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる。	食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質を見分け、適切な選択ができる。	生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。 環境や資源に配慮した食生活を実践しようとすることができる。	食事を通してより良い人間関係を構築できるように工夫することができる。	諸外国や日本の風土、食文化を理解し、自分の食生活は他の地域や諸外国とも深く結びついていることが分かる。

小学校では作物の栽培収穫などを通して食育の基礎を育み、**中学校では健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣、食に関する実践力を身につけ、その後の人生を通じた健全な食生活の基盤の形成につなげていく。**

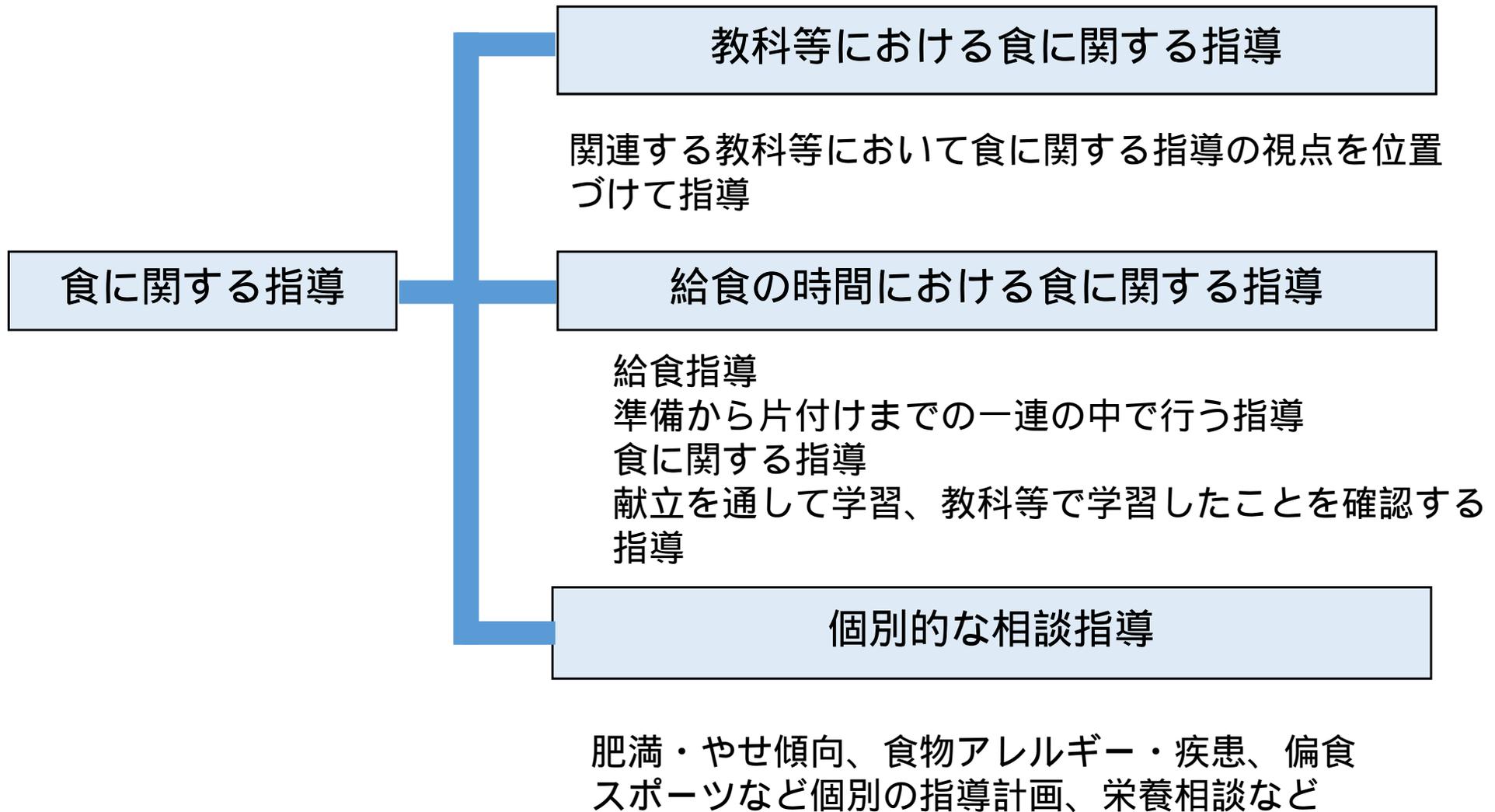


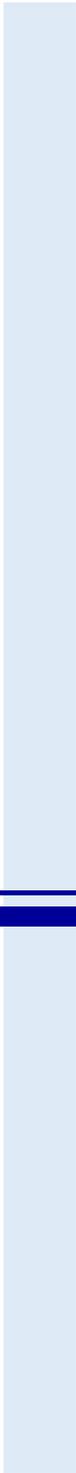
小学校から中学校の9年間を通した食に関する指導

学校における食育の推進

(平成31年3月「食に関する指導の手引き第二次改訂版」より)

食に関する指導の内容





学校現場における食育の現状

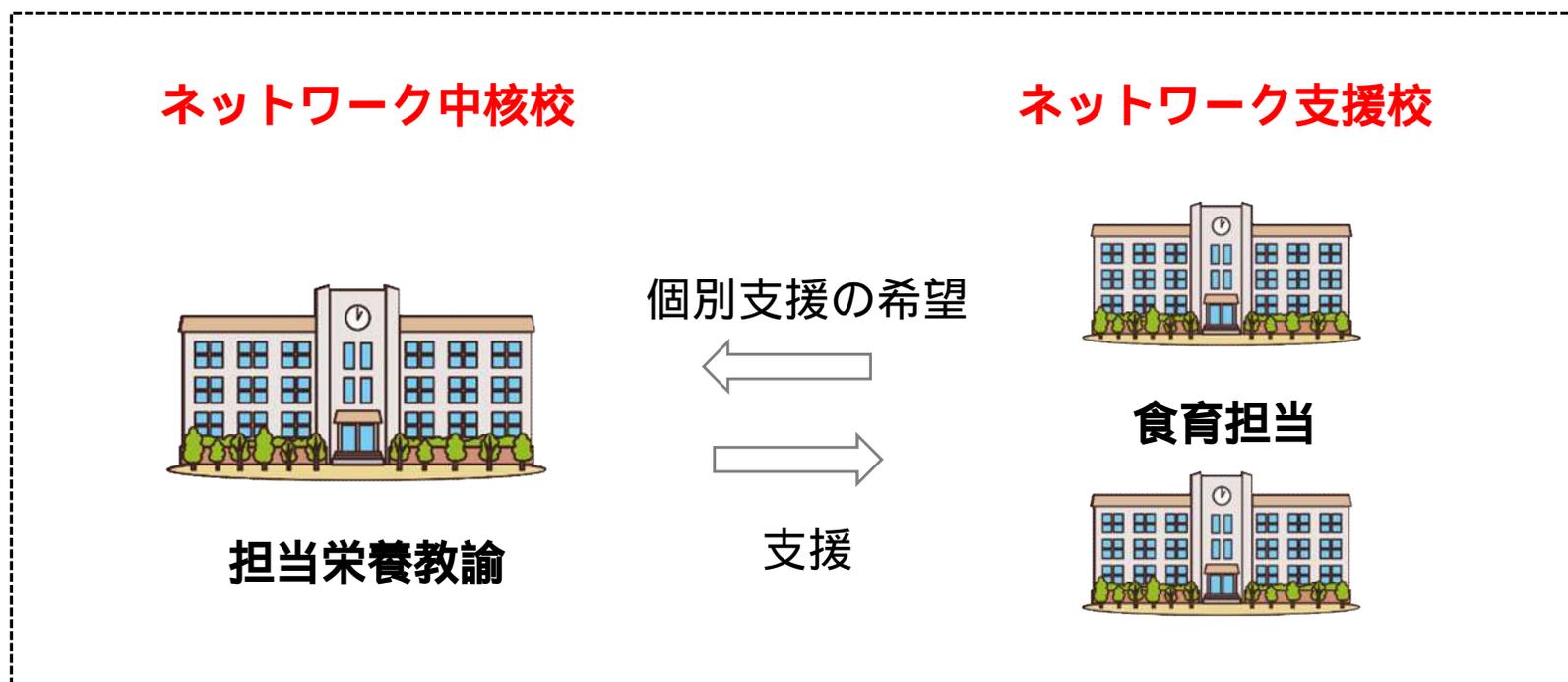
本市の学校現場における食育の現状

栄養教諭を中核としたネットワークの構築

栄養教諭が配置されている学校22校を「ネットワーク中核校」とし、栄養教諭が配置されていない市内小・中学校及び義務教育学校84校である「ネットワーク支援校」に対して、食に関する指導の支援を行う。

< 具体的な取組内容 >

- ・ 相模原市食育推進プロジェクト会議
- ・ 相模原市小・中学校食育担当者ネットワークグループ協議会
- ・ 栄養教諭による食育個別支援



本市の学校現場における食育の現状

令和3年度 食に関する指導の実施状況（中学校36校）

教科等における食に関する指導	・ 栄養教諭や栄養職員と連携した授業や活動	6校
	・ 学校保健委員会との連携	9校
	・ 生徒の委員会活動やクラブ活動での指導	12校
	・ 地場産物を活用した食に関する指導の実施	5校
給食の時間における食に関する指導	・ 学級活動や給食時間における指導(食育動画の配信等)	30校
	・ 学校給食における地場産物の活用	5校
個別的な相談指導	・ 生徒の実態把握(調査の実施等)	9校
	・ 生徒に対する個別相談指導	9校
	・ 保護者に対する個別相談指導(資料提供含む)	7校
その他	・ 全体計画や年間指導計画の作成や評価	32校
	・ 家庭との連携(親子料理教室等)	2校
	・ P T A との連携(講演会等)	3校
	・ 給食だより等の発行	21校
	給食試食会は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	

学校現場におけるさらなる食育の充実が必要

給食運営や食育に関する主な意見

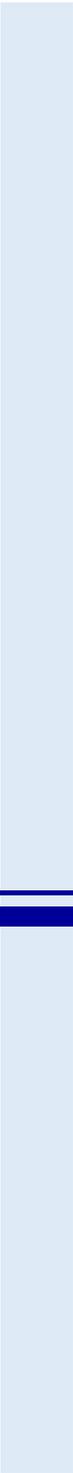
(令和3年度市民意見聴取結果、前回までの検討委員会での意見ほか)

給食運営

- ・ 給食時間の確保
- ・ 食物アレルギー等への対応
- ・ 栄養教諭等との連携、配置
- ・ 残食への対策
- ・ 食材（地場産物、伝統的な食文化や海外の食文化、行事食、旬の食材）
- ・ 食の楽しみ（セレクト給食、リクエスト給食、イベント給食）
- ・ 給食時間を楽しむ環境づくり

食育

- ・ 実施方式を考慮した食育
- ・ 食の安全性（農薬、添加物）
- ・ 食器の工夫
- ・ 教科との連携
- ・ 家庭との連携、情報発信（試食会）



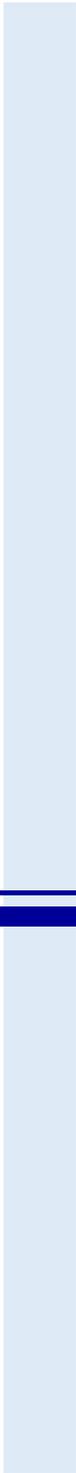
全員喫食の環境を活用した食育の方向性

イメージ

食を楽しめる環境の確保

食に関する指導の強化充実

家庭や地域との連携の気づき



第5回相模原市学校給食あり方検討委員会

参 考 資 料

食育基本法

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者においては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者においては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

学校給食法

食育の観点を踏まえた学校給食の7つの目標

食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

学校給食の目標 (学校給食法第2条)

学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第3次相模原市食育推進計画

目指す姿

食を通して心身ともに健康に暮らす

- ・ 望ましい食習慣の形成を推進
- ・ 安全・安心な食生活を送るための取り組みを推進

- ・ 生活習慣病予防
- ・ 食中毒予防
- ・ 食品表示

目指す姿

食を通して豊かな人間性を育む

- ・ 食を楽しむ大切にする心を育む機会の充実を図る
- ・ 伝統的な食文化や地域の食の伝承を推進

- ・ 共食
- ・ 食品ロス削減
- ・ 農業体験学習
- ・ **学校給食等における作法やマナーの指導**
- ・ 地場農産物の普及、啓発

目指す姿

食を通して元気で豊かな人間性を育むための環境が充実している

- ・ 充実した情報の受信及び発信
- ・ より良い食物選択ができるよう食の生産から消費までの環境づくりを推進

- ・ ホームページ、SNS等を活用した情報の発信
- ・ **給食を活用した食育指導**

学校における食育の推進

(平成31年3月「食に関する指導の手引き第二次改訂版」より)

食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

学校における食育の推進

(平成31年3月「食に関する指導の手引き第二次改訂版」より)

栄養教諭について

栄養教諭の職務

食に関する指導

給食の時間の指導
給食の時間における食に関する指導
教科等の指導
教科等における食に関する指導
個別的な相談指導
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

学校給食の管理

栄養管理（献立作成）
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理

衛生管理
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、検食、保存食、調理指導、調理・配食等

教職員、家庭や地域との連携、調整